

提 案 理 由

議案第72号	養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
理 由	<p>令和2年10月7日に国会及び内閣に対して人事院から給与改定等の勧告（以下「令和2年人事院勧告」という。）がなされたことに鑑み、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、一部を除き、公布の日からである。</p> <p>【改正内容】</p> <p>令和2年度の期末手当の改正</p> <p>6月支給分 2.175月 → 2.175月（±0.00）</p> <p>12月支給分 2.175月 → 2.125月（- 0.05）</p> <p>令和3年度の期末手当の改正（平準化）</p> <p>6月支給分 2.175月 → 2.15月（-0.025）</p> <p>12月支給分 2.125月 → 2.15月（+0.025）</p>
議案第73号	養父市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
理 由	<p>令和2年人事院勧告がなされたことに鑑み、養父市職員の給与に関する条例（平成16年養父市条例第54号）、養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年養父市条例第30号）及び養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年養父市条例第6号）を改正する必要があることから、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、一部を除き、公布の日からである。</p> <p>【改正内容】</p> <p>養父市職員の給与に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none">・ 令和2年度の期末手当の改正（年2.60月→年2.55月） 6月支給分 1.30月 → 1.30月（±0.00） 12月支給分 1.30月 → 1.25月（- 0.05）・ 令和3年度の期末手当の改正（年2.55月の均等化） 6月支給分 1.30月 → 1.275月（-0.025） 12月支給分 1.25月 → 1.275月（+0.025） <p>一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none">・ 令和3年度の期末手当の改正（年3.40月→年3.35月） 6月支給分 1.70月 → 1.675月（-0.025） 12月支給分 1.70月 → 1.675月（-0.025）

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
・令和3年度の期末手当の改正（年2.60月→年2.55月）
6月支給分 1.30月 → 1.275月（-0.025）
12月支給分 1.30月 → 1.275月（-0.025）

議案第74号 小・中学校及び義務教育学校児童生徒用タブレット端末の取得に係る物品売買変更契約の締結について

議案第75号 小・中学校及び義務教育学校教育ICT機器等の取得に係る物品売買変更契約の締結について

理 由 上記2議案は、第100回養父市議会定例会において議決のあった小・中学校及び義務教育学校の児童生徒用タブレット端末及び教育ICT機器等の取得に係る2件の物品売買契約について、指導者用タブレット端末等を追加購入するため、変更契約を締結しようとするものである。

【購入する物品】

指導者用タブレット端末 88台

関連ソフトウェア 88セット

議案第76号 令和2年度養父市一般会計補正予算（第6号）

理 由 本件は、新型コロナウイルス感染症に対応するための緊急経済対策、感染拡大防止対策及び生活支援に必要な経費の補正を行うものである。